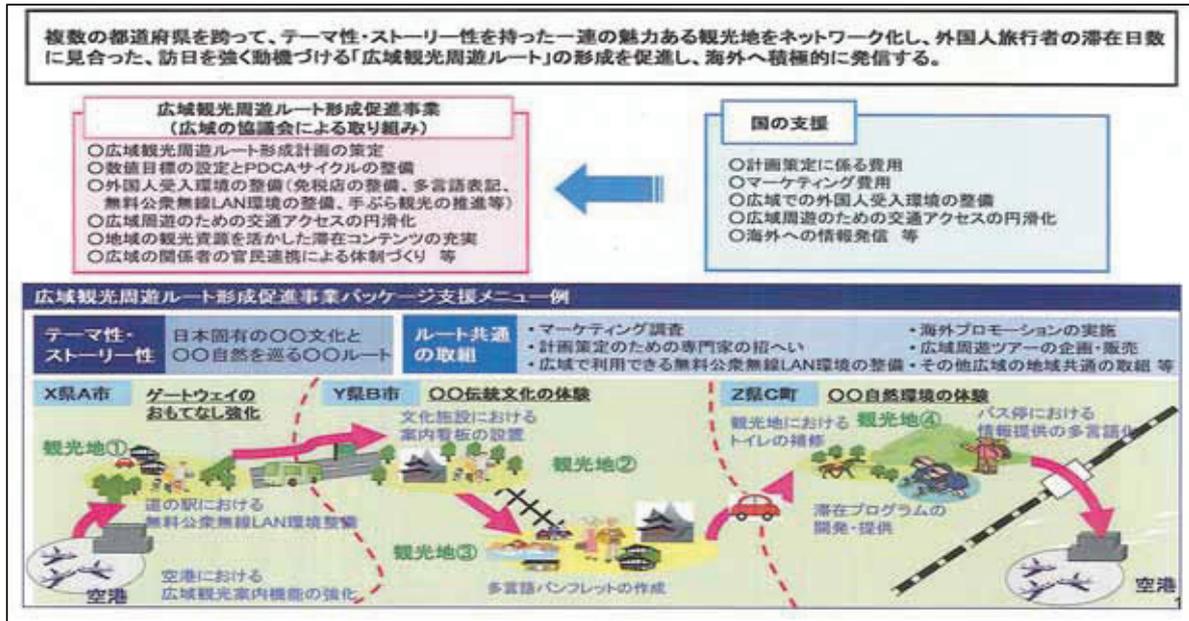


I 広域観光周遊ルート形成促進事業

1. 概要

テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせた広域観光周遊ルートの形成により訪日外国人旅行者の周遊を促進し、もって地域の活性化を図ることを目的とする。

地方公共団体、観光関係団体、民間事業者等からなる協議会等が策定する「広域観光周遊ルート形成計画」に対して、国土交通大臣が認定を行うとともに、認定を受けた計画に基づき協議会等の構成員が実施する事業について、国が費用の一部を負担する。



2. 認定状況

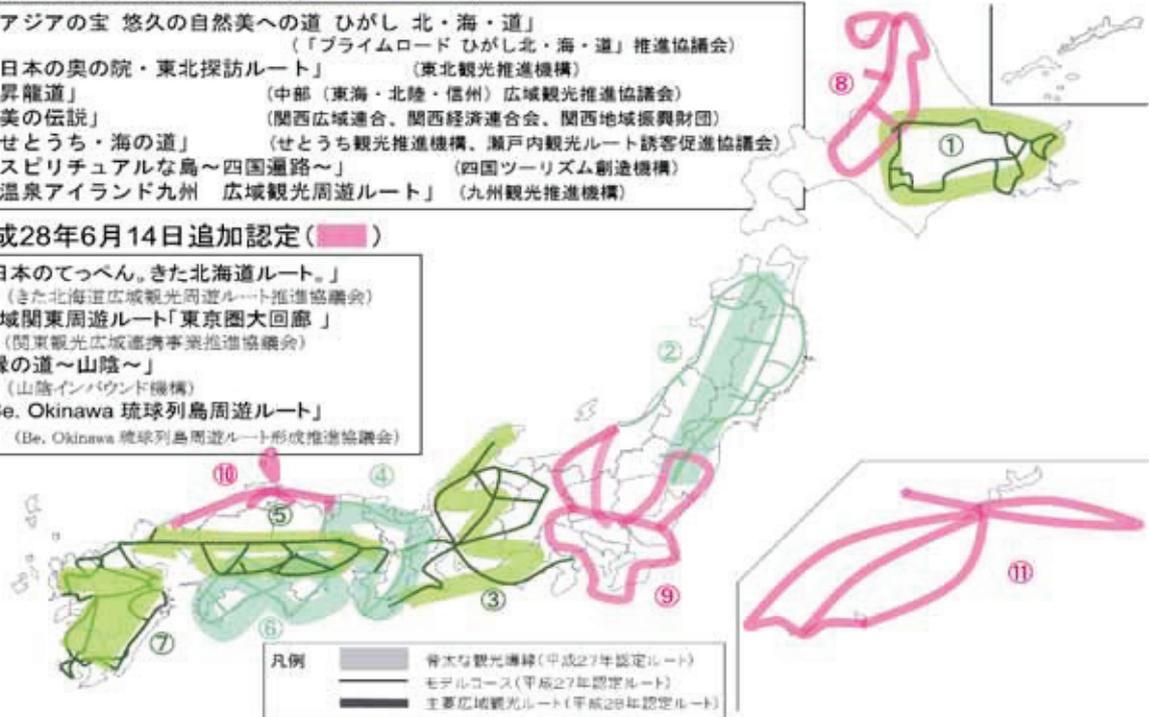
各地域からの広域観光周遊ルート形成計画の申請を受け、下記の広域観光周遊ルート形成計画が国土交通大臣認定された。

平成27年6月12日大臣認定 (■)

- ①「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」 (「プライムロード ひがし北・海・道」推進協議会)
- ②「日本の奥の院・東北探訪ルート」 (東北観光推進機構)
- ③「昇龍道」 (中部(東海・北陸・信州)広域観光推進協議会)
- ④「美の伝説」 (関西広域連合、関西経済連合会、関西地域振興財団)
- ⑤「せとうち・海の道」 (せとうち観光推進機構、瀬戸内観光ルート誘客促進協議会)
- ⑥「スピリチュアルな島～四国遍路～」 (四国ツーリズム創造機構)
- ⑦「温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート」 (九州観光推進機構)

平成28年6月14日追加認定 (■)

- ⑧「日本のてっぺん。きた北海道ルート。」 (きた北海道広域観光周遊ルート推進協議会)
- ⑨「広域関東周遊ルート「東京圏大回廊」」 (関東観光広域連携事業推進協議会)
- ⑩「緑の道～山陰～」 (山陰インバウンド機構)
- ⑪「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート」 (Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート形成推進協議会)



Ⅱ ビジット・ジャパン事業（V J 事業）

1. 目的

訪日外国人旅行者の増加は、国際相互理解の推進のほか、わが国における旅行消費の拡大、関連産業の振興や雇用の拡大による地域の活性化といった大きな経済効果をもたらすもので、外国人旅行者の来訪の促進は、国の重要な政策課題の一つです。

そこで、政府では2003年から官民一体となりビジット・ジャパン・キャンペーン（現在はビジット・ジャパン事業）を開始し、積極的に訪日促進キャンペーンを展開しています。

ビジット・ジャパン開始以降、海外メディアや旅行会社等へ積極的に働きかけを行うなど官民挙げて取組んだ結果、2013年に初めて1,000万人を突破し、2016年には2,400万人にまで増加させることができました。

2016年3月には、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議において「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定され、訪日外国人旅行者数を2020年に現在の約2倍となる4,000万人、2030年には約3倍となる6,000万人に、また訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年には15兆円に、それぞれ増加させるなどの新たな目標が示されました。

政府としては、2020年オリンピック・パラリンピックも見据え、新たな目標達成に向け、一層強力に官と民、国と地方が連携し、オールジャパンで訪日旅行促進に取り組むこととしています。

2. 実施方針（対象市場等）

平成29年度において中国運輸局では、台湾・タイ・米国・フランスを最重点市場、香港・中国・韓国・豪州を重点市場として位置づけ、新聞・雑誌・TV等のメディアを通じた情報発信に加え、増加傾向にあるFIT層に向けたICT（映像等）を活用したプロモーションを強化するとともに、魅力的な旅行商品の造成等を促進するため、旅行会社の招請ツアーや観光情報説明会・商談会を実施するなど、市場戦略を明確にし、市場のニーズに合致したV J 事業を地域と連携して広域的に実施しています。

3. 主な事業

平成28年度に中国地方で実施した主なV J 事業は以下のとおりです。

- (1) 2016中国地方インバウンドフォーラム
- (2) 山陰・瀬戸内広域連携事業 (台湾メディアミックス事業など)
- (3) 山陰広域連携事業 (山陰周遊フランスメディアミックス情報発信事業など)
- (4) 中国ブロック総合連携事業 (台湾及び香港現地プロモーションなど)
- (5) 瀬戸内ブロック部分連携事業 (関西空港利用による広域観光周遊ルート形成事業 (台湾・香港・韓国個人旅行者誘致事業) など)

Ⅲ 魅力ある観光地づくりの推進等

1. 地域資源を活用した観光地魅力創造事業

目的

地域の関係者の総力を結集し、地域の文化財である伝統文化、美しい自然、歴史的景観、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の地域資源を磨き上げ、戦略的かつ一体的な取組を行う地域に対して、地域の観光資源を活かした着地型旅行商品の造成や名産品の開発等を支援することにより魅力あふれる観光地づくりを推進し、ひいては、持続可能な観光地経営に向けて自立出来るよう促すことを目的としている。平成29年度は全国で33地域が選定され、そのうち中国地方からは5地域が選定された。



(中国地方の選定事業一覧)

事業実施市町村	テーマ・コンセプト
島根県奥出雲町	鉄づくりが生んだ1千年の原風景を旅する ～美と技と味の原点 深所(ふかんど) 奥出雲～
鳥取県倉吉市	ポップカルチャーの活用による世界に直結するまちづくり ～レトロとクールとの融合・調和による観光誘客～
広島県安芸太田町	特別名勝「三段峡」新生プロジェクト ～開峡から100年、今後も癒しの渓谷として後世に残すために～
山口県萩市	萩まちじゅう博物館で体感するゆったり・じっくり観光 ～明治維新150年に向けた誘客促進～
山口県防府市	「幸せます」のまちづくり ～幕末維新から現代へ～

IV 観光統計・外客来訪促進計画・国際会議関係

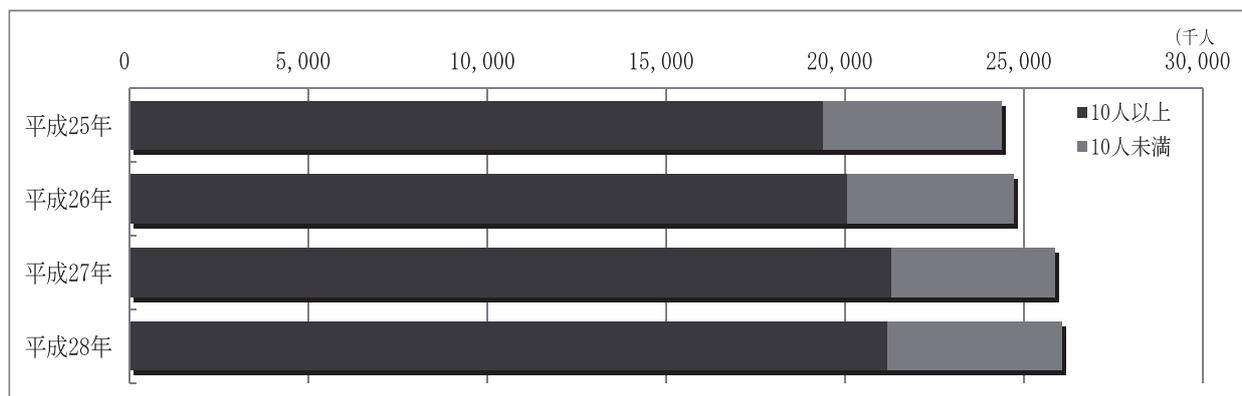
1. 宿泊旅行統計の現状

1-1. 県別延べ宿泊者数

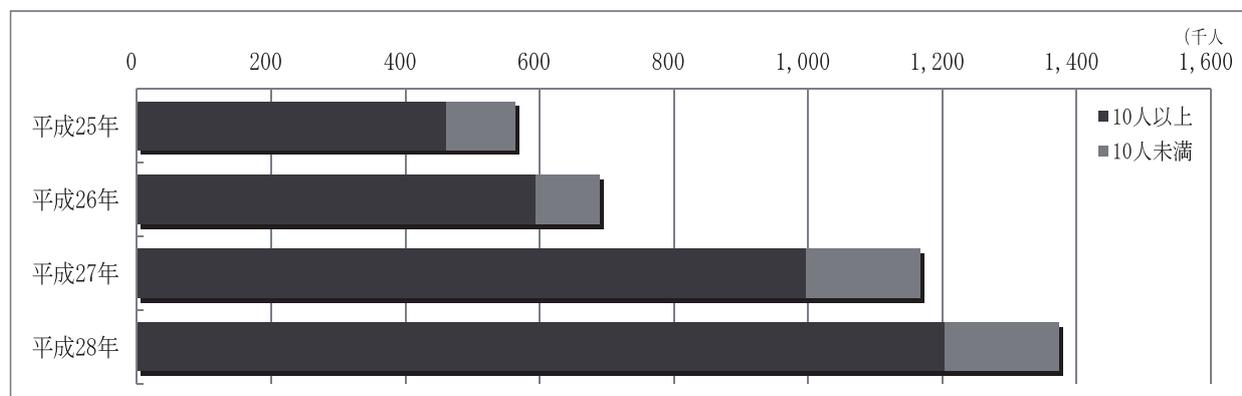
(単位：千人泊)

県別	年 別	平成25年			平成26年			平成27年			平成28年		
		10人未満	10人以上	合計									
鳥取県	延べ宿泊者数	1,228	2,312	3,540	752	2,291	3,043	740	2,254	2,994	671	2,318	2,989
	うち外国人延べ宿泊者数	10	37	47	11	48	59	11	92	103	10	90	100
島根県	延べ宿泊者数	720	2,554	3,274	645	2,574	3,219	826	2,591	3,417	810	2,657	3,467
	うち外国人延べ宿泊者数	2	17	19	5	23	28	9	34	43	15	43	58
岡山県	延べ宿泊者数	1,237	3,980	5,217	1,290	4,098	5,388	651	4,513	5,164	814	4,533	5,347
	うち外国人延べ宿泊者数	4	82	86	11	100	111	4	167	171	14	268	282
広島県	延べ宿泊者数	910	7,032	7,942	1,284	7,468	8,752	1,257	8,164	9,421	1,534	8,059	9,593
	うち外国人延べ宿泊者数	86	280	366	68	367	435	111	630	741	122	718	840
山口県	延べ宿泊者数	879	3,500	4,379	863	3,626	4,489	1,084	3,763	4,847	1,030	3,634	4,664
	うち外国人延べ宿泊者数	1	45	46	2	55	57	35	74	109	8	85	93
中国地方計	延べ宿泊者数	4,975	19,377	24,352	4,654	20,057	24,711	4,558	21,286	25,844	4,859	21,201	26,060
	うち外国人延べ宿泊者数	103	461	564	95	594	689	170	997	1,167	170	1,203	1,373
全国計	延べ宿泊者数	83,681	382,212	465,893	77,355	396,146	473,501	85,046	419,032	504,078	75,850	416,635	492,485
	うち外国人延べ宿泊者数	2,254	31,242	33,496	2,752	42,073	44,825	5,106	60,509	65,615	5,322	64,067	69,389

○ 延べ宿泊者数（中国地方）



○ うち外国人延べ宿泊者数（中国地方）



注) 平成20年1月より実施の国土交通省「宿泊旅行統計調査」よりとりまとめたものである。
平成22年第2四半期の調査より、従業者数9人以下を含む全宿泊施設に調査対象を拡充しており、経年比較する場合等に単純比較することはできません。

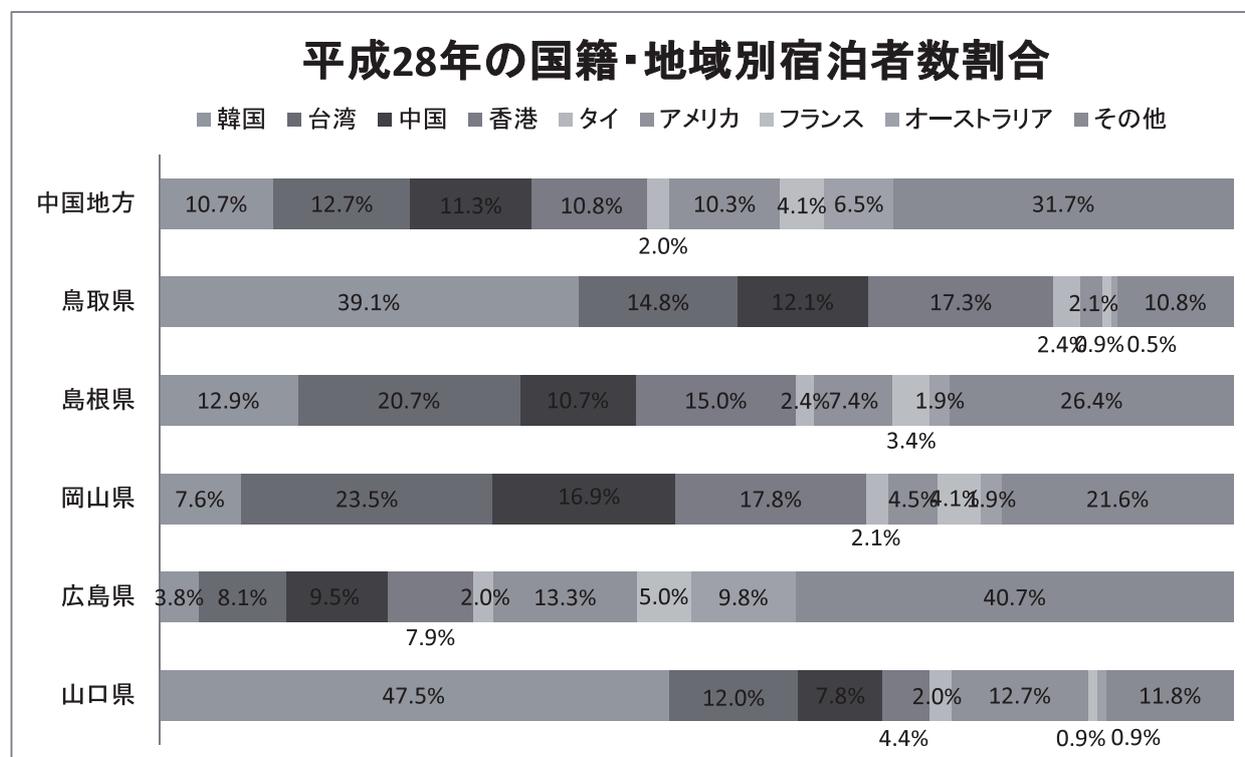
1-2. 県別外国人延べ宿泊者数
平成28年の国籍・地域別外国人延べ宿泊者数

(単位：人泊)

	外国人延べ 宿泊者数	韓国	台湾	中国	香港	タイ	アメリカ	フランス	オースト ラリア	その他	10人未満 施設計
中国地方	1,203,140 (1,372,660)	128,270	153,150	135,590	130,130	24,380	123,380	49,810	77,620	380,810	169,520
鳥取県	89,810 (100,320)	35,080	13,280	10,890	15,500	2,190	1,920	780	460	9,710	10,510
島根県	42,720 (58,310)	5,530	8,830	4,590	6,390	700	3,140	1,460	800	11,280	15,590
岡山県	268,280 (281,800)	20,490	62,920	45,430	47,820	5,650	12,040	10,910	5,140	57,880	13,520
広島県	717,510 (839,710)	26,910	57,910	68,040	56,660	14,130	95,500	35,930	70,470	291,960	122,200
山口県	84,830 (92,520)	40,260	10,210	6,630	3,750	1,720	10,780	730	750	10,000	7,690

※その他には国籍不詳を含む。

※従業者数10人以上の宿泊施設の調査データに、括弧書きで10人未満の宿泊施設を含む調査データを付記。



注) 平成27年 国土交通省「宿泊旅行統計調査」よりとりまとめたもので、比率の数値は国籍別の分類が可能な従業者数10人以上の宿泊施設の調査データによるものである

観光部編

2. 国際観光テーマ地区

地方圏への外客誘致を図るために平成9年6月18日に公布・施行された「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律（外客来訪促進法）」に基づき、各県が共同して「外客来訪促進計画」を策定し、国土交通大臣の同意を得て、計画的かつ総合的にその整備を図るものである。

平成17年8月15日には、国際競争力のある観光地の整備を図るため、法律の一部改正が行われた。その後、平成20年5月23日には、外国人観光客の旅行の容易化等に特化した「外国人観光客の旅客の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（外客誘致法）」に改正された。

県名	国際観光テーマ地区のテーマ	対象地域	備考
広島県 山口県 愛媛県	瀬戸内国際観光テーマ地区 「多島美と地域の伝統 ～海の碧、空の青に染まる一枚の絵」	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、 福山市、府中市、三次市、庄原市、廿日市、 江田島市、神石高原町 下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、 岩国市、長門市、柳井市、美祢市、周防大 島町 松山市、今治市、砥部町、内子町	平成10年4月8日 同意
鳥取県 島根県 岡山県 香川県 高知県	東中四国国際観光テーマ地区 「日本の心に出会う旅 三海二山」	米子市、境港市、湯梨浜町、三朝町、大山 町 松江市、出雲市、安来市、雲南市 岡山市、倉敷市、津山市、真庭市、美作市、 鏡野町 高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音 寺市、さぬき市、三豊市、小豆島町、土庄 町、琴平町、多度津町 高知市、南国市、香美市、香南市、いの町	平成10年10月16日 同意

3. 国際会議観光都市

国際コンベンションを通して、地域の活性化を図ることを目的とした「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）」が平成6年6月に制定されたのに伴い、施設などのハード面と運営などのソフト面が整っている市町村を国が国際会議観光都市として認定するものである。

これにより、外国人観光客の来訪の促進及び交流の促進が図られる。

平成27年4月1日現在

都市名	実施体制	施設の概要	備考
広島市	(公財)広島観光コンベンションビューロー	広島国際会議場等	平成6年10月20日 認定
松江市	(一財)くにびきメッセ	島根県立産業交流会館等	平成6年10月20日 認定
岡山市	(公社)おかやま観光コンベンション協会	コンベックス岡山等	平成6年10月20日 認定
下関市	(一社)下関観光コンベンション協会	山口県国際総合センター等	平成8年4月10日 認定

V ホテル・旅館関係

「国際観光ホテル整備法」に基づき、設備等のハード及び外国人に対する接遇等のソフトが、一定基準にあるものを国が登録するものである。登録されたホテル・旅館は、特に外国人に推薦できる質の高いものであり、国際観光の振興に寄与できるものである。

1. 登録ホテル及び登録旅館の概要

平成29年3月31日現在

区分 県別	登録ホテル				登録旅館			
	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数
広島県	26	4,515	7,193	4,178	16	664	1,880	546
鳥取県	1	138	248	136	24	1,133	4,481	910
島根県	5	485	791	406	24	1,236	4,512	1,020
岡山県	11	1,433	2,227	1,387	12	558	1,875	416
山口県	12	1,302	1,900	1,103	21	1,312	3,677	915
管内計	55	7,873	12,359	7,210	97	4,903	16,425	3,807

2. 登録ホテル数及び登録旅館数の推移

各年度末現在

区分		年度	24	25	26	27	28
登録ホテル	広島県		26	26	26	26	26
	鳥取県		1	1	1	1	1
	島根県		5	5	5	5	5
	岡山県		13	13	11	11	11
	山口県		12	12	12	12	12
	計		57	57	55	55	55
登録旅館	広島県		15	15	15	15	16
	鳥取県		24	24	24	24	24
	島根県		24	24	24	24	24
	岡山県		15	14	14	13	12
	山口県		26	26	24	21	21
	計		104	103	101	97	97
管内計			161	160	156	152	152

VI 旅行業関係 旅行業者数

平成29年4月1日現在

種別 県別	第1種旅行業者	各県登録事業者			
		第2種旅行業者	第3種旅行業者	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者
広島県	11	66	87	1	14
鳥取県	2	16	13	3	3
島根県	1	20	18	1	4
岡山県	5	54	66	2	14
山口県	2	25	19	1	7
管内計	21	181	203	8	42

注) 平成12年4月1日から、第2種旅行業・第3種旅行業及び旅行業者代理業者に係る登録等の事務については都道府県知事の自治事務となった。

注) 平成25年4月1日から、地域限定旅行業が新設された。

〔種別〕

第1種旅行業：海外、国内についての企画旅行

- ・募集型・・・旅行者のためにあらかじめ旅行の計画を作成する。
- ・受注型・・・旅行者からの依頼により旅行の計画を作成する。

を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第2種旅行業：国内のみ企画旅行を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第3種旅行業：手配旅行、他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において国内のみ企画旅行を実施することができる。

旅行業者代理業：旅行業者を代理（1社に限る）して旅行業務を取り扱うことができる。